**E-BIKEレンタサイクル利用規約**

与謝野町観光協会

この利用規約は、与謝野町観光協会が運営管理しているE-BIKEレンタサイクルを、お客様（以下、利用者）がご利用いただく際に遵守していただく事項について規定しています。利用者は、この利用規約に同意の上、E-BIKEレンタサイクルを利用していただくことになります。

１．利用申込み

利用申込みは、下記のいずれかの方法で行うことができます。

（1）電話、FAXまたはメールでの予約

（2）当協会窓口での申込み

手続きの際に利用申込書に必要事項をご記入のうえ、身分を証明できるもの（運転免許証、保険証、学生証、パスポートなど）と一緒に提示してください。身分証明証は複写させていただく場合がございます。

なお、利用申込みの代表者は高校生以上の方に限らせていただきます。

また、申込書に虚偽の記載をされた場合には、利用をお断りすることがあります。

ご予約の場合、変更・取消はお早めにご連絡ください。なお、ご予約の予定時間を過ぎた場合は取消をする場合がありますのでご了承ください。

＊与謝野町観光協会　〒629-2403京都府与謝郡与謝野町加悦1060

　　　　　　　　　　TEL 0772-43-0155 / FAX 0772-43-0159 / E-mail：yosano-kanko@joy.ocn.ne.jp

２．利用期間および条件

利用期間は、貸出日当日の9:00から17:00までとします。（1泊2日プランを除く）

貸出・返却とも営業時間内（9:00～17:00）に行ってください。

※返却時間を超えても返却されない場合、遅延料金をいただきます。（1,000円/時間）

また、連絡のないまま、返却時間を大幅に過ぎるなど、当方で悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

お一人様に同時に複数の自転車を貸出することはできません。

小学生以下のお子様（身長151cm未満）につきましては、ご利用いただけない場合があります。

＊所轄警察署：宮津警察署　京都府宮津市鶴賀2151　TEL 0772-25-0110

３．自転車の故障

（パンク修理）

利用中に発生したパンクの際は、原則現地に自転車を残置してタクシー等でお帰りいただきます。修理にかかった代金については、利用者にてご負担いただきます。

＊日交タクシー（四辻営業所）　TEL 0772-42-3131

 日本交通㈱宮津営業所　TEL 0772-22-2188

（その他の修理）

利用中に自転車が故障した場合は、そのまま貸出場所まで持込んでください。利用者に起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただくことになります。

なお、当社への事前の了解なく利用者自身が自転車を修理された場合の修理代金は負担できません。自転車の故障によって利用者その他第三者に損害が発生したとしても、当社に起因する場合を除いて一切責任を負いません。

４．禁止事項

利用者は次の行為をしないでください。

（1）飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為

（2）危険箇所・その他不適切な場所での利用

（3）自転車放置禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での駐輪

（4）自転車の改造

（5）運転中に当該自転車の異常（パンク等）を認めた場合、運転を継続する行為

（6）利用申込者以外の者に使用させること

５．規約等の変更

当規約・休業日・営業時間・サービス内容等は予告なく変更されることがありますのでご了承ください。

６．利用取消

予約をいただいた利用の取消についてのキャンセル料は頂戴しておりません。ただし、利用者が利用規約に違反した場合は、貸出期間中であっても利用取消し自転車を速やかに返還していただきます。

この場合、当社が受領した利用料金の払戻しは一切致しません。

また、利用規約の違反により当協会もしくは第三者が被害を被った場合には、利用者にその損害賠償を請求することがあります。

**同意書での「注意事項及び利用規定」**

（1）自転車の損傷、滅失については、当協会が加入する保険の範囲内において原状を回復することを基本としますが、利用者の故意及び不注意を理由とする損傷、滅失については、利用者の責任において原状を回復することとします。

（2）自転車の整備不良による利用者のけが等については、当協会が加入する保険の範囲内において補償します。

（3）利用中の事故については、その一切を利用者の責任とします。事故が発生した場合は、所管の警察署への通報と併せて、当協会へ連絡し、スタッフの指示を仰ぐものとします。

（4）自転車から離れる場合は、必ず自転車の鍵を施錠してください。万が一自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに当協会に連絡をしてください。その際、当協会スタッフと共に警察署に被害届を提出するためお時間をいただきます。

（5）利用中に自転車の故障が発生した場合は、当協会へ連絡し、スタッフの指示を仰ぐものとします。